

仕 様 書

1. 件名

施行前2号保険付き住宅の取得者等向け周知広報業務

2. 業務目的

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の改正（以下「法改正」という）により、保険付き住宅の専門家相談及び紛争処理の対象が2号保険に拡大されたこと、改正法全部施行前に加入した保険も拡大対象であることの周知を行い、更なる認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

また、既存住宅購入後のリフォームや、購入後に不具合等が発覚するなどのトラブルを防止するための消費者向け注意喚起をするとともに、万が一トラブルがあった消費者も専門家相談が受けられることの周知もあわせて本業務の目的とする。

3. 業務内容

(1) ウェブ広告

下記ページをランディングページ（LP）として、ウェブ広告（バナー広告・動画広告）を運用する。

① LP・素材

法改正LP <https://www.chord.or.jp/expand/>

※当財団サイト上の特設ページを使用するので、サーバーやドメインの管理、SSL認証取得等については財団管理下で行う。

同LPに対応したバナー7種類、30秒の動画1種を貸与する。

② 運用期間

令和8年2月～3月

③ 実施媒体

媒体は、過去に財団が実施したウェブ広告の実施結果を考慮し、協議のうえ選定する。運用開始後も、下記⑥の各数値を適宜確認し、必要に応じて修正すること。

④ 訴求対象者及び配信設定

2号保険付き住宅の取得者及び取得予定者、事業者等の契約当事者を念頭に、住宅取得者及び取得予定者、事業者等、あわせて既存住宅の買主または住宅リフォームの発注者（予定者含む）である消費者を対象とする。具体的なターゲットやキーワード等の設定内容は、協議のうえ決定する。

⑤ 配信回数等

バナー広告については、以下に示す指標を満たすのに十分な配信を行うこと。

動画広告については、協議のうえ効率・効果的に配信すること。

バナー広告配信回数	クリック率
3,900万回以上	0.30%以上

財団から3回程度指示をするので、指示に基づいた配信量（回数）の調整をすること。その他、下記⑥の各数値を適宜確認し、必要に応じて配信回数を修正すること。

⑥ 効果検証

実施媒体別に表示回数やクリック率、クリック単価等を集計し、媒体毎の評価に関するコメントを添えて報告する。

上記報告内容を、月次、及び実施期間の通期でまとめ、報告すること。

(2) その他

- ・本業務の遂行において決議事項がある場合などは、適切な頻度で打合せを行う。また、財団の求めに応じて、打合せ等で必要な資料作成を行う。打合せ等をした場合は、議事録を作成し、翌営業日から起算して7日以内に電子媒体にて提出する。
- ・契約書第4条1項に定める「軽微な業務」はない。
- ・本業務の遂行に必要な資料等を必要に応じて貸与する。貸与品は、業務終了後に印刷物・データ等全てを処分したうえで、廃棄証明書を提出する。
- ・契約締結後、ウェブ広告の各媒体に対する予定配信費用の内訳を示した見積明細を提出すること（配信費用について値引きを行った場合、その値引き後の当財団への請求ベースで作成すること）。
- ・業務内容において疑義が生じた場合及び本業務において定めのないことは、その都度協議し決定する。

4. 履行期間及び支払い

契約締結日から令和8年3月31日までとする。また、契約金額のうち、広告の運用実績に応じて精算した額を支払うものとする。

5. 納品物及び提出期限

各業務における納品物及び提出期限は以下の通りとする。

	納品物	提出期限
1	3. (1)の実施結果及び報告書一式	令和8年3月27日
2	業務完了報告書	

※当財団が指定する大容量ファイル送信サービスなど、セキュリティが確保された方式でデータ納品を行うこと。

以上